

令和元年度 ものづくりマイスター・IT マスター・テックマイスター・  
熟練技能者の派遣について（専門高校向け）

1 学生・生徒に対する実技指導について

- ① 中央技能振興センターが認定した「ものづくりマイスター等」を派遣、ものづくりマイスターのいない職種については、「熟練技能者」を派遣します。
- ② 派遣する講師は、愛媛県技能振興コーナーから依頼いたします。
- ③ ものづくりマイスター等熟練技能者の講師派遣は、受講者一人あたり 10 回が上限です。

2 派遣の流れについて

- ① まず、派遣ご希望の教員の方は、愛媛県技能振興コーナーへ事前連絡の上、実施計画書案（様式 2）と材料代計画（様式 3）をメールにてお送りください。
- ② 愛媛県技能振興コーナーより、実施計画案と材料代計画を精査させていただき、案通りさせていただけるか、変更等のお願いをするか連絡いたします。（年間予算と講師のスケジュール等を考慮して決めさせていただきます。）
- ③ 正式に講師派遣依頼書（様式 1）、実施計画書（様式 2）、支援材料代（様式 3）をメールか郵送にて必ず講習会開催前に提出ください。

3 派遣申し込み及び経費負担等について

- ① 指導謝金・旅費と支援材料費は、規定の範囲内で、当コーナーが負担いたします
- ② 支援対象物品は、講習に必要な消耗する材料品のみとなります。
- ③ 材料費は、受講者一人 1 回あたり 2,000 円（消費税別）が上限です。
- ④ 申請いただきました支援材料代につきましては、当コーナーの購入承認後、当コーナーあてに見積書・請求書をお送りください。
- ⑤ 納品業者には、当コーナーから後日振込みにてお支払いいたします。（商品代引き、代金立替等の対応はできません）
- ⑥ 毎回の実技講習終了後 1 週間以内に「実施報告書」をお送りください。（電子メール可）
- ⑦ 申請書類、報告書の電子データの様式が必要な方は、当コーナーまでご連絡ください。下記のページからもダウンロードできます。  
<http://www.ehime-ginou.jp/contents/download>
- ⑧ 講習会シリーズ最終回時にアンケートのご提出をお願いいたします。
- ⑨ その他、ご不明な点は当コーナーにお尋ねください。

※電子メールお送り先 [enk01@ehime-noukai.or.jp](mailto:enk01@ehime-noukai.or.jp)（担当：上野）